

No.	H	R	R2	事業名	活動	結果	1次成果	2次成果	3次成果		
13	1	●	●	私立児童福祉施設整備助成事業(施設の増改築)	社会福祉法人等に対し保育所等の新設に係る補助金を交付する	補助金を受けた社会福祉法人等が、保育所等を建設する	補助金を受けて建設した保育所等に児童が入所する	年間を通じた盛岡市の保育所定員が増加する	待機児童が解消される		
	2	●	●	待機児童解消強化事業(定員弾力化補助金)	社会福祉法人等に対し保育所等の増改築に係る補助金を交付する	補助金を受けた社会福祉法人等が、保育所等の増改築を行う	補助金を受けて増改築した保育所等に、定員増加に応じた児童が入所する				
	3	●	●	保育士確保対策事業(奨学金返還支援、宿舎借上げ支援、処遇改善支援)	社会福祉法人等に対し遊休物件を活用した小規模保育所等の整備に係る補助金を交付する	補助金を受けた社会福祉法人等が、保育所等の増改築を行う	補助金を受けて増改築した保育所等に、定員増加に応じた児童が入所する				
	4	●	●	特別保育事業(延長保育実施施設の拡充)	前年度以上に多くの児童を受け入れた保育所へ備品購入費や研修費の一部等に対し補助金を交付する	保育所が定員以上に児童の受け入れを実施する	定員の弾力化に積極的に取り組む保育所が増加する				
	5	●	●	子ども・子育て支援事業計画推進事業	幼稚園教諭の資格を有する者が保育士資格を取得するために要した経費に対し補助金を交付する	認定こども園の幼稚園教諭の資格を有する者が、補助金を活用し、保育士資格を取得する	認定こども園において、保育が必要な児童の定員が増加する				
	6	●	●	児童館管理運営事業(児童厚生員の適正配置)	対象の保育士について、奨学金返還費用の一部に対して補助金を交付する	保育士の生活上の経済的負担が軽減される	保育士として就職する人が増加する				
	7	●	●	児童館整備事業((仮称)見前第二児童センター整備事業、(仮称)向中野児童センター整備事業)	対象の保育士の宿舎借上げ費用に対して補助金を交付する	保育士の離職率が低下する	保育士として就職する人が増加する				
	8	●	●	児童福祉施設環境改善事業(公立施設エアコン設置)	対象の保育士の処遇改善費用に対して補助金を交付する	延長保育を実施する私立保育所や小規模保育所等に補助金を交付する	延長保育を実施する			延長保育利用児童が増加する	
	9	●	●	児童福祉施設環境整備事業(公立施設トイレの洋式化)	子ども・子育て会議を開催する	子ども・子育て支援の取組に対して、委員から意見・提言が出される	子ども・子育て支援の取組が、委員の意見・提言が生かされた計画に改善される			子ども・子育て支援の取組が、委員の意見・提言が生かされた計画どおりに進む	「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と感じる親が増加する
	10	●	●	小中学校等環境整備事業(公立施設トイレの洋式化)	指定管理者に対し、職員配置の適正化に必要な経費を支出する	指定管理者が、職員配置の適正化に向けて職員の雇用等を行う	児童センター、児童館を利用する児童の健全育成が図られる			児童センター、児童館を利用する児童の親が、安心して仕事ができる	
	11	●	●	小中学校等環境改善事業(公立施設エアコン設置)	見前小学校区に児童センターを整備する	見前小学校等に通う児童のうち、放課後の居場所が必要な児童が児童センターを利用する	見前小学校区における放課後の児童の居場所が確保される			見前小学校区における放課後の児童の居場所が確保される	
	12	●	●	小児救急輪番制病院事業	向中野小学校区に児童センターを整備する	向中野小学校等に通う児童のうち、放課後の居場所が必要な児童が児童センターを利用する	向中野小学校区における放課後の児童の居場所が確保される			向中野小学校区における放課後の児童の居場所が確保される	
	13	●	●	夜間急患診療所管理運営事業	公立保育所及び児童センターにエアコンを設置する	夏季における公立保育所及び児童センターの室内温度環境が改善される	公立保育所及び児童センターを利用する子どもの熱中症になる危険性が低くなる			公立保育所及び児童センターを利用する子どもの熱中症になる危険性が低くなる	子どもの病気や怪我への対応に関する不安が軽減される
	14	●	●	病児・病後児保育事業(施設の新設)	私立保育所及び放課後児童クラブに対しエアコン設置費用の一部を助成する	夏季における私立保育所及び放課後児童クラブの室内温度環境が改善される	私立保育所及び児童クラブを利用する子どもの熱中症になる危険性が低くなる			私立保育所及び児童クラブを利用する子どもの熱中症になる危険性が低くなる	子どもの病気や怪我への対応に関する不安が軽減される
	15	●	●	予防接種事業(幼児等インフルエンザ予防接種補助事業)	公立保育所及び児童センターのトイレ改修工事(洋式化)を実施する	公立保育所及び児童センターのトイレ環境が改善される	公立保育所及び児童センターを利用する子どもが、トイレを我慢しなくなる			公立保育所及び児童センターを利用する子どもの感染症の蔓延が減少する	公立保育所及び児童センターを利用する子どもの病気や健康障害が減少する
	16	●	●	母子保健事業(新生児聴覚検査事業)	市立小中学校等のトイレを洋式化する	小中学校等で過ごす児童生徒のトイレ環境が改善される	小中学校等で過ごす児童生徒が、トイレを我慢しなくなる			小中学校等で過ごす児童生徒間の感染症の蔓延が減少する	小中学校等で過ごす児童生徒の病気や健康障害が減少する
	17	●	●	医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)	小中学校等の普通教室や保健室等へエアコンを設置する	夏季における普通教室や保健室等の温度環境が改善される	熱中症等の体調不良を訴える児童生徒が減少し、あわせて適切な処置を受けることができる			熱中症等の体調不良を訴える児童生徒が減少し、あわせて適切な処置を受けることができる	熱中症等の体調不良を訴える児童生徒が減少し、あわせて適切な処置を受けることができる
	18	●	●	障がい者相談支援事業(児童に特化した相談窓口の設置)	小児重症患者を受け入れる小児救急輪番制病院等に対し、運営費の補助を行う	医療機関が小児医療を安定的・継続的に提供する	子どもがいつ病気になっても安心して診療を受けられる			子どもがいつ病気になっても安心して診療を受けられる	子どもがいつ病気になっても安心して診療を受けられる
	19	●	●	私立児童福祉施設等運営事業(第2子以降の保育料無償化)	夜間急患診療所を設置・運営し、年中無休で、午後7時から11時30分まで診療を行う	年中無休の夜間の救急医療体制(内科・小児科)が確保される	子どもの病気の際に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する			子どもの病気の際に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する	子どもの病気の際に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する
	20	●	●	私立児童福祉施設等運営事業(副食費補助)	専用スペースで病児保育を行う医療機関に対し、施設改修等の一部を助成し、運営を委託する	委託された医療機関が病児保育を行う	子どもの病気の時に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する			子どもの病気の時に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する	子どもの病気の時に、仕事を休まなければならないなくなる保護者が減少する
	21	●	●	認定こども園等運営費給付事業(第2子以降の保育料無償化)	インフルエンザ予防接種を実施した医療機関に対し、経費の一部を補助する	保護者の費用負担が軽減され、予防接種率が向上する	子どものインフルエンザの重症化及び感染拡大が防止される			子どものインフルエンザの重症化及び感染拡大が防止される	子どものインフルエンザの重症化及び感染拡大が防止される
	22	●	●	保育所管理運営事業(第2子以降の保育料無償化)	新生児聴覚検査を受けた児の保護者に対して、費用の一部を助成する	保護者の費用負担が軽減され、新生児聴覚検査受診者が増加する	先天性の聴覚障害が早期に発見され早期に療養を開始することができる			先天性の聴覚障害が早期に発見され早期に療養を開始することができる	先天性の聴覚障害が早期に発見され早期に療養を開始することができる
	23	●	●	子育てのための施設等利用給付事業(認可外保育施設第2子以降の保育料無償化)	乳幼児の保健診療分の医療費を全額助成する	乳幼児の保護者について、保険診療分の医療費負担が無くなり、早期適切な受診が図られる	乳幼児の保健の向上と福祉の増進が図られる			乳幼児の保健の向上と福祉の増進が図られる	乳幼児の保健の向上と福祉の増進が図られる
				小学生・中学生の保健診療分の医療費を一部助成する	小学生・中学生の保護者について、保険診療分の医療費負担が軽減され、早期適切な受診が図られる	小学生・中学生の保健の向上と福祉の増進が図られる	小学生・中学生の保健の向上と福祉の増進が図られる	小学生・中学生の保健の向上と福祉の増進が図られる			
				妊産婦の保健診療分の医療費を一部助成する	妊産婦について、保険診療分の医療費負担が軽減され、早期適切な受診が図られる	妊産婦の保健の向上と福祉の増進が図られる	妊産婦の保健の向上と福祉の増進が図られる	妊産婦の保健の向上と福祉の増進が図られる			
				障がい児に特化した一般相談の実施を委託する	委託を受けた事業者が、一般相談を実施し、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援する	障がい児やその家族が希望する暮らしが実現する	障がい児やその家族が希望する暮らしが実現する	障がい児やその家族の、日々の暮らしや将来の人生設計に関する不安が軽減される			
				認可保育所を利用する年収550万円未満相当世帯の第2子以降の子どもの保護者について、市が定める利用者負担額(保育料)を無償とする	無償化の対象となる子どもの保護者が保育料を支払う必要がなくなる	認可保育所に2人以上の子を預ける年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	認可保育所に2人以上の子を預ける年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	年収550万円未満相当世帯において子育てによる生活の不安定化が軽減される			
				私立児童福祉施設に、年収550万円未満相当世帯の副食費を軽減するための補助金を交付する	私立児童福祉施設が、年収550万円未満相当世帯の副食費を軽減する	私立児童福祉施設に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される	私立児童福祉施設に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される	私立児童福祉施設に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される			
				認定こども園・小規模保育所を利用する年収550万円未満相当世帯の第2子以降の子どもの保護者について、市が定める利用者負担額(保育料)を無償とする	認定こども園・小規模保育所等が、年収550万円未満相当世帯の第2子以降の保育料を無償化する	認定こども園・小規模保育所等に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	認定こども園・小規模保育所等に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	認定こども園・小規模保育所等に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される			
				認可外保育施設を利用する年収550万円未満相当世帯の第2子以降の子どもの保護者に対し保育料の負担軽減	無償化の対象となる子どもの保護者が補助金を受領する	認可外保育施設に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	認可外保育施設に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される	認可外保育施設に2人以上の子を預ける、年収550万円未満相当世帯の保育料に係る経済的負担が軽減される			
				幼稚園に、年収550万円未満相当世帯の副食費を軽減するための補助金を交付する	幼稚園が、年収550万円未満相当世帯の副食費を軽減する	幼稚園に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される	幼稚園に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される	幼稚園に子を預ける、年収550万円未満相当世帯の副食費に係る経済的負担が軽減される			

No.	H	R	R	事業名	活動	結果	1次成果	2次成果	3次成果
24				地域児童クラブ等運営事業(第2子以降の利用料無償化、低所得世帯の利用料軽減)	委託先の放課後児童クラブに、年収550万円未満相当世帯の第2子以降の利用料を無償化するための補助金を交付する 委託先の放課後児童クラブに、低所得世帯の利用料を軽減するための補助金を交付する	委託先の放課後児童クラブが、年収550万円未満相当世帯の第2子以降の利用料を無償化する 委託先の放課後児童クラブが、低所得世帯の利用料を軽減する	放課後児童クラブに2人以上の子を預ける。年収550万円未満相当世帯の利用料に係る経済的負担が軽減される 放課後児童クラブに子を預ける。低所得世帯の保護者の利用料に係る経済的負担が軽減される		
25				就学援助事業(小学校)(学用品費の入学前支給)	経済的に困難な状況の児童の保護者に対して、小学校に入学する際に必要な費用の支給を、入学準備の時期に行う	経済的に困難な状況の児童の保護者が、小学校に入学する際に必要な学用品等を購入する	経済的に困難な状況の児童に対する教育の機会均等が図られる		経済的に困難な状況の児童が、学校生活を楽しく元気に送ることができる
26				就学援助事業(中学校)(学用品費の入学前支給、クラブ活動費支給)	経済的に困難な状況の生徒の保護者に対して、中学校に入学する際に必要な費用の支給を入学準備の時期に行い、入学後はクラブ活動費の支給を行う	経済的に困難な状況の生徒の保護者が、中学校に入学する際に必要な学用品等やクラブ活動に必要な用具等を購入する			
27				子ども家庭総合支援センター事業	子ども家庭総合支援センターを運営するとともに、児童虐待対応に係る関係機関との連携体制を構築する	児童家庭相談に対し適切な対応がとられる	児童虐待が未然に防止される 児童虐待が早期に発見され、早期に対応される		児童虐待が減少する
28				子育て世代包括支援センター事業	妊産婦や子育て家庭の相談を窓口や電話等で実施する 支援が必要なハイリスク妊産婦に対し家庭訪問を行う	妊産婦等が子育て支援に関する情報提供を受ける	妊産婦等が、必要な子育て支援事業を利用する	妊産婦等の心身の健康状態や新生児、幼児の養育環境が改善される	
29				母子保健事業(乳児家庭全戸訪問等事業)	保健師、助産師、在宅訪問員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する	乳幼児のいる家庭の養育環境等が把握される	支援が必要な妊産婦・乳幼児のいる家庭が、適切な支援を受ける		
30				子ども家庭総合支援センター事業/養育支援訪問(家事援助)事業	食事や衛生環境に課題を抱える子育て家庭について、具体的な支援プランを作成し、ヘルパー派遣による訪問支援を行う	食事や衛生環境に課題を抱える子育て家庭が、家庭環境改善に向けた家事支援を受ける	食事や衛生環境に課題を抱える子育て家庭の衛生状況や子どもの食事環境が改善される		
31				母子保健事業(産婦健康診査事業)	産婦健康診査の実施を県内の医療機関に委託する	委託を受けた医療機関が、産婦健康診査(2週間・1か月)を実施する	産後うつなど、支援が必要な産婦が把握される		
32				母子保健事業(産後ケア事業)	産後うつなど、支援が必要な産婦への心身のケアや育児のサポートを行う業務を、助産師に委託する	産後うつなど、支援が必要な産婦が、心身のケアや育児のサポートを受ける	産後うつ症状が改善されるなど、産婦が安心して健やかに産後の生活が送れるようになる		
33				子育て応援プラザ運営事業	子育て応援プラザを運営する	子育て中の親子が子育て応援プラザを利用する 市民団体・企業等が子育て応援プラザを利用して、子ども・子育て支援の活動を行う	子育て中の親の気分転換が図られる 子育て中の親同士の子育てに関する悩みや不安などについての情報交換が図られる		
34				子ども未来基金事業	個人・企業等に対して、寄附の呼びかけを行う 企画提案方式により、市民・団体等が行う子ども・子育て支援の活動の費用を助成する	個人企業等が、子ども未来基金に対して寄附を行う 助成を受けた市民・団体が、子ども・子育て支援の活動を行う	民間による子ども・子育て支援の活動が活発になる		盛岡市全体で子ども・子育てを支援する機運が高まる
35				ワーク・ライフ・バランス推進事業	モデル企業に選定された企業にコンサルティングを行う	参加するモデル企業が培ったノウハウ等を他の企業へ広めるための勉強会等を行う	民間企業等において、ワーク・ライフ・バランスを推進するための知識やスキルを身に付けた人材が増加し、推進する企業等が増加する		子育て世帯等にとって働きやすい環境が整備される
36				子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	空き家を子育て世帯専用の賃貸住宅に改修した物件所有者等に対し、経費の一部を補助する	物件所有者等が、子育て世帯専用の賃貸住宅に改修する	子育て世帯が、子育て世帯専用の賃貸住宅に入居する		子育て世帯の住まいに関する不安・ストレスが軽減される